

特定看護師に認定されました①

保健師 佐々木 真弓

『創傷管理関連』

特定看護師とは

私は昨年、特定行為研修を終えました。

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて、看護師が行う「診療の補助」行為です。

これは、特定行為研修を修了した看護師だけが実践でき、現場では『特定看護師』と呼ばれています。

特定看護師のメリット

特定看護師が特定行為を実施するメリットは、医療チームの一員で常に患者さんのそばにいる看護師が、患者さんの状態に応じ、適

切な医療をタイムリーに提供できることにあります。



特定看護師のメリット

患者さん

医師の指示を待たずにタイムリーに医療を受けられ、早期回復や苦痛軽減につながる

看護師

患者のそばで観察する看護師が、いち早く必要な医療を提供することでチーム医療の質向上につながる

医師

現場にタイムリーにかけることができ、特設業務改善につなげるなど、一部を任せると業務改善につな

特定行為の区分

この研修制度は平成27年から開始されました。厚生労働省が定めている特定行為は21区分38行為あります。

私はそのうちの『創傷管理関連』と『精神および神経症状に係る薬剤投与関連』の2つの区分の研修を終えました。

今回は『創傷管理関連』について紹介したいと思います。

創傷管理関連

『創傷管理関連』区分でできる行為は、2つあります。

①「褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去」

傷の中に死滅した組織や老化した細胞などがあって傷の治療を妨げている場合に、それをハサミなどを使って除去することです。



②「創傷に対する陰圧閉鎖療法」

傷にスポンジに似たものを当てて、その上をフィルムで密閉し、吸引装置を使って創に陰圧をかけることで、創の治療を促進する治療法です。※図1参照